

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（厚生労働省）

制 度 名	療養病床の転換に係る特別償却制度				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度（※1）の適用期限を、介護療養病床の廃止期限（※2）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※1 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格（取得価額の50%）の15%の特別償却を行うことができる制度。</p> <p>※2 介護療養病床の廃止については、平成24年3月31日を期限としていたが、施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 967"> <tr> <td data-bbox="874 808 1222 967">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 808 1489 967">— 百万円 （16,900百万円の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （16,900百万円の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （16,900百万円の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>療養病床の再編成においては、医療の必要性の低い患者の受け皿として療養病床を老人保健施設等に転換することとしており、当該転換に係る特別償却制度を延長することにより、円滑な転換を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>療養病床を老人保健施設等に転換する際に、利用者の生活環境を確保するため、大規模な改築が必要となる。当該転換を円滑に行うため、療養病床の転換に係る特別償却制度を延長し、転換に係る費用負担を軽減することが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
		政策の達成目標	療養病床を老人保健施設等に転換すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	介護療養病床の廃止期限（※）を踏まえ延長を要望する。 ※ 介護療養病床の廃止については、施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている
		同上の期間中の達成目標	療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。
		政策目標の達成状況	162施設 6277（床） 平成22年6月15日現在 （7月30日 介護保険部会資料）
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	1837床
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> 改修年度において、通常の償却額に特別償却額を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減、 償却期間が短くなることで、投下資本の早期回収を図ることが可能、 となり円滑な転換のインセンティブとなる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 病床転換助成事業
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置と併せて当該特別償却制度を利用することで、より円滑な転換を推進する。

		要望の措置の妥当性	療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことなどにより、現時点では転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	22.6 百万円 平成 21 年度 11.2 百万円 平成 22 年度 11.4 百万円	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		<ul style="list-style-type: none"> 改修年度において、通常の償却額に特別償却額を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減、 償却期間が短くなることで、投下資本の早期回収を図ることが可能、 となり円滑な転換のインセンティブとなる。
	前回要望時の達成目標		療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことなどにより、現時点では転換が進んでいない状況であるため。
	これまでの要望経緯		平成 19 年度税制改正要望により創設。（2 年間） 平成 21 年度税制改正要望により延長。（2 年間）